

確定申告に向け、 利用者識別番号（ID・パスワード） を取得してください

平成30年分の確定申告から、御代田町役場で受け付けをした確定申告は、データで税務署へ提出することとなります。

- ホームページURL
<http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>
- または「国税庁 利用者識別番号 取得」で検索してください。

先月号の広報やまゆりでも掲載しましたが、役場で確定申告をされる予定の方も利用者識別番号（ID・パスワード）を取得していただくこととなります。

問い合わせ先

● 税務課

(32) 3126

● 佐久税務署

(個人課税第一部門)

0267 (67) 3462

(直通)

0267 (67) 3460

(代表)

告知期間中に役場申告会場で取得していただくようになります。どちらの場合にも申告者ご本人を確認できる運転免許証などの書類が必要となります。ご不明な点や詳細については国税庁のホームページをご覧ください。か、税務課または佐久税務署へお問い合わせください。

税務署からのお知らせ

問い合わせ先

佐久税務署

0267 (67) 3460

公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除

(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

1 配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、

- ①900万円以下の場合38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合13万円(16万円)とされました。

※(一)内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の方)の場合となります。

2 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo. 1195」をご覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

御代田町長選挙の投票日です

入場券の下側に、期日前投票の際に必要な「宣誓書」があります。切り離す際はご注意ください。

御代田町長選挙投票所入場券

投票日	平成31年2月17日(日) 午前7時から午後8時まで				
投票所				投票区	
行政区				性別	
氏名				名簿番号	
				別冊番号	

期日前投票宣誓書(兼請求書) ※当日投票される方は記入不要です。
 投票日は下記理由に該当する見込みです。 平成31年 月 日

住所					
氏名				生年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
理由	1 仕事・学業・冠婚葬祭 3 病気・時が、出席、歩行困難 2 旅行などの外出・滞在 5 住所移転 6 天災・悪天候				

期日前投票
仕事や旅行で投票日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

入場券下側の「宣誓書」に必要事項を記入（自署）し、期日前投票所にご持参ください。

滞在先の市区町村選挙管理委員会です。不在者投票ができます。事前に所定の手続きが必要ですが、投票までに時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報は原稿締め切りの都合上、2月14日(木)から新聞折り込み、ポスティングにより順次配布します。役場、エコールみよた、B & G 海洋センタ―に設置するほか、町ホームページにも掲載しますので、ご覧ください。

$$\begin{array}{c} (32) \\ 3 \\ 1 \\ 1 \\ 1 \end{array}$$
